

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会 神戸支部 支部運営細則

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）神戸支部（以下「支部」という。）は、支部規則第30条に基づき、支部運営細則を定める。

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 支部の名称は、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会神戸支部と定め、事務所を神戸市に置く。

（目的）

第2条 この運営細則は、支部規則に定める業務運営を円滑に遂行するとともに、支部の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（区域）

第3条 この支部の管轄する区域は、神戸市とする。

第2章 会員等

（会員及び従業者）

第4条 支部に所属する会員は、定款第6条に定めるところによる。

2. 会員は、業務に従事する従業者を必ず当該支部に届出るものとする。

（入会及び移籍）

第5条 施行規則第3条により、入会しようとする者は、協会の入会手続きに基づき、支部の入会審査手続きを経て協会の承認を得なければならない。

2. 協会の入会・移籍規程第8条第4号「幹事会が付託した機関」とは正副支部長会とし、入会決議は、免許申請業務調査員及び正副支部長がこれを行う。

なお、事務所調査は、新規入会、免許更新、移籍（転入）、事務所変更、法人の諸変更、その他支部長が必要と判断した場合に行うものとする。

（入会金及び会費）

第6条 入会金及び会費は、施行規則第4条及び第5条に定めるところによるものとし、協会の入会申込と同時に納めなければならない。

2. 入会者は、入会時に入会月以降、その会計年度末までの会費全額を前納しなければならない。

(退 会)

第7条 定款第9条により会員が退会するときは、退会翌月以降の徴収済会費等を返還し、会員は公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会「会員之証貸与に関する規程」に基づき、会員之証を速やかに返納しなければならない。

第3章 役員

(役員の種類及び数)

第8条 支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 査 3名以内

2. 前項のほか、必要に応じ、常任幹事等その他の役員を置くことができる。

(幹事候補の選出方法)

第9条 幹事候補は、幹事会の承認を得て設置された役員選考委員会で選出し、総会に推薦する。

なお、役員選考委員会は、正副支部長の推薦による委員7名で構成する。

2. 幹事に立候補する者は、役員選考委員会宛に幹事立候補届(様式第1号)を定められた期日までに提出しなければならない。

ただし、期日までに提出しない者は、幹事候補の権利を放棄したものとみなす。

(幹事候補の資格)

第10条 幹事候補の資格は、次のとおりとする。

- (1) 宅地建物取引士の資格を有する正会員。

ただし、正会員ではない者については、別途役員選考委員会の指定する書類の提出を以って正会員と同等の資格要件を具備したものとみなす。

- (2) 役員改選年の4月1日現在、満年齢70歳以下の者。

- (3) 再選される場合は、前任期間中、幹事会及び他の関係会議等に2分の1以上出席した者。

ただし、公務による欠席は除く。

- (4) 宅地建物取引業法及び関連諸法令によって、処分された事実のない者。

- (5) 協会定款、定款施行規則、協会支部規則、及び支部運営細則に違背し処分された事実のない者。

- (6) 役員在任中、不適切な行為を行った事実のない者。

(幹事候補の審査)

第11条 役員選考委員会は、幹事会で定める日までに、次の審査をしなければならない。

- (1) 定数確認

- (2) 資格の審査

2. 役員選考委員会は、その任務終了をもって解散する。

(監査候補の選出方法等)

第12条 監査候補は、役員選考委員会にて正会員より3名以内の候補を選出し、総会に推薦する。

2. 監査は、協会の幹事又は使用人を兼ねることはできない。

(正副支部長及び部長の選出)

第13条 支部長の選任は、支部規則第6条第2項で定めるところによる。

2. 前項で選任された支部長は、幹事会の承認を得て、幹事のうちから副支部長を指名し、選任することができる。

3. 前項で選任された正副支部長は、幹事会の承認を得て、幹事のうちから各部長及び部員を指名し、選任することができる。

(その他の役員)

第14条 支部規則第4条第2項の定めにより、同規則第13条に基づき設けられた諸会議の役員は、幹事をもって構成する。

2. 支部規則第4条第2項に基づき、前条により選任された支部長は、幹事会の承認を得て、幹事のうちから常任幹事を指名し、選任することができる。

3. 常任幹事は支部長経験者で、且つ支部長の推薦を要す。なお、支部長経験については旧神戸3支部での役職も含むものとする。

(顧問、常任相談役・相談役)

第15条 支部に顧問、常任相談役、相談役を置くことができる。

(1) 顧問、常任相談役、相談役は幹事会の承認を得て、支部長が委嘱する。

(2) 顧問、常任相談役、相談役は、支部長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(3) 顧問、常任相談役、相談役の委嘱期間は、これを委嘱した支部長の任期に従う。

2. 顧問、常任相談役、相談役の選任は次のとおりとする。

ただし、下記(1)乃至(3)の役職経験については旧神戸3支部での役職も含むものとする。

(1) 常任相談役は、正会員で次の役職経験者とする。

① 協会正副会長、専務理事 1期以上

② 支部長 2期以上

(2) 相談役は、正会員で次の役職経験者とする。

① 支部長 1期以上

② 副支部長 3期以上

③ 協会理事 3期以上

④ 幹事会が特に認めた者

(3) 常任相談役、相談役の任期は、次のとおりとする。

① 常任相談役 3期まで(但し、会長経験者はその限りでない。)

② 相談役 2期まで

(4) 顧問は、会員以外の政財界人、学識経験者より選考する。

(役員就任及び辞任)

第16条 役員が、就任又は辞任するときは、別に定める役員就任届(様式2号)又は辞任届(様式3号)を支部長宛に提出しなければならない。

第4章 会議等

(支部総会)

第17条 支部総会は、支部規則第15条第1項及び第16条に基づき開催し、同第17条第1項の事項を同第18条及び第19条に基づき決議するものとする。

(幹事会)

第18条 幹事会は、支部規則第15条第2項及び第16条に基づき開催し、同第17条第2項の事項を同第18条及び第19条に基づき決議するものとする。

(正副支部長会)

第19条 支部規則第13条に基づき、正副支部長会を次のとおり設置する。

2. この会議は、正副支部長をもって構成し、次の事項を審議するため、必要に応じ支部長が開催する。なお、正副支部長が必要と認めた場合、支部役員を出席させることができる。

- (1) 事務局の賃金に関する事項
- (2) コンプライアンスに関する事項
- (3) その他、支部長が必要と認めた事項

(業務執行部会)

第20条 支部規則第13条に基づき、業務執行部会を次のとおり設置する。

2. この会議は、正副支部長及び第21条に定める各部会担当部長をもって構成し、次の事項を審議するため、必要に応じ支部長が開催する。なお、支部長が必要と認めた場合、支部役員を出席させることができる。

- (1) 幹事会に提出する議案の検討と作成
- (2) 各部会が提出する議案及び執行業務についての調整及び補助
- (3) 幹事会の決議により委任された事項
- (4) その他、支部会務執行に関する必要な事項

(部会及び委員会)

第21条 支部規則第13条に基づき、部会を次のとおり設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 財政部会
- (3) 厚生部会
- (4) 青年部会
- (5) 情報提供部会

- (6) 会員支援・研修部会
- (7) 渉外部会
- (8) 相談事業部会
- (9) 地域密着ソリューションズ部会

その他必要に応じ、幹事会の決議にて部会を定める。

- 2. 各部会は、所管担当副支部長及び幹事をもって構成し、会務についての審議、幹事会へ提案、幹事会で決議された業務を執行するために、必要に応じ各部長が開催する。
なお、幹事は、原則として、いずれかの部会に所属しなければならない。
- 3. 支部は、幹事会の承認を得て、必要に応じて特別委員会を設けることができるものとし、この委員会の構成員は、幹事の中から支部長が選任する。

第5章 資産及び会計

(経費の支弁)

第22条 経費は、資産をもって支弁する。ただし、支出の権限は次の通りとする。

- (1) 3万円未満の支出 総務部長の権限による
- 5万円未満の支出 支部長の権限による
- (2) 5万円以上10万円未満の支出 支部長及び財政部長の権限による
- (3) 10万円以上の支出 原則として幹事会の承認を要す

- 2. 上記金額に於いては、消費税等を含まないものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第23条 事務局は、支部規則第26条に定めるところによる。

- 2. 事務局を、神戸市中央区北長狭通5丁目5番26号 兵庫県宅建会館2階に置く。

第7章 雑則

(職員雇用)

第24条 職員の採用は、正副支部長及び所管部会が担当・決定し、幹事会に報告する。

(その他の規程等)

第25条 本運営細則のほか、以下支部運営に必要な事項は、幹事会の審議を経て決議し、別に定めるものとする。

- (1) 慶弔規程
- (2) 旅費日当規程
- (3) 雇用基準及び雇用契約書

- (4) 就業規則
- (5) 賃金規程
- (6) ハラスメント規程
- (7) 育児休業・介護休業規程
- (8) 嘱託規程
- (9) 退職金規程
- (10) 退職金支給率別表
- (11) 同好会設置規則
- (12) 同好会活動細則
- (13) 会計処理規程
- (14) 電子メール規程
- (15) クラウドストレージ運用規程
- (16) その他、支部運営に必要な規程等

なお、本運営細則に定めのない規定等に関し、協会本部の定める規程等を準用することが出来る。

(細則の改廃)

第26条 この運営細則の改廃は、幹事会において行う。

2. この運営細則に定めのない事項は、すべて協会の定款、定款施行規則及び支部規則を準用する。

附 則

- 1 この運営細則は、令和6年4年30日開催の一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会神戸支部第1回幹事会において制定し、令和6年4月1日に遡及して施行する。
- 2 この運営細則は、令和7年3月17日開催の令和6年度神戸支部第8回幹事会において一部改正し、同日より施行する。
(第19条一部改正・第20条追加、以下条番号繰り下げ、第21条追記、第22条追記、第25条一部改正)